

令和2年度香川・愛媛せとうち旬彩館におけるイベント出展要領

令和元年 11 月

香川県

一般財団法人かがわ県産品振興機構

1 趣旨

東京にある香川県・愛媛県のアンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」において、県産品の情報発信、アンテナショップへの誘客等を図るとともに、対面販売による消費者ニーズの収集等を図ることを目的に、イベントを実施する。

2 日程等

- 1) 令和2年4月6日（月）～令和3年4月4日（日）で、香川県の該当週に実施する。
（別紙「令和2年度香川・愛媛せとうち旬彩館年間イベント計画表」を参照）
- 2) 開催期間は、原則、1週間（月曜日～日曜日）とする。
（ただし、複数業者で1週間を数日ずつ分割して利用する場合はこの限りではありません。）
- 3) 出展は、原則年2回までとする。
- 4) 実施日程については、事務局、香川県、愛媛県、運営受託事業者、アンテナショップ運営協議会との協議により調整する。

3 イベント実施時間 午前10時～午後8時（日曜日は午後5時まで）

4 イベント実施場所

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目19番10号 新橋マリビル1階

TEL03-3574-2028 FAX03-3574-2029

「香川・愛媛せとうち旬彩館」内 イベントスペース（約12㎡）

5 事務局

一般財団法人かがわ県産品振興機構（香川県交流推進部県産品振興課内）

〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号（香川県庁東館5階）

TEL：087-832-3384 FAX：087-806-0237 電子メール：kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

6 イベント出展内容

県産品事業者による香川の魅力ある県産品の販売やワークショップ等の実施。

7 出展にあたる注意事項

- 1) 出展物は、郷土色豊かで、消費者に魅力ある県産品であること。
- 2) 出展者は期間中、自社商品等のPR、販売のための販売員等を必ず派遣すること。
- 3) 出展者は出展物に製造者住所、名称及び量目のある商品は必ず表示すること、さらに食品には賞味期限を表示すること。

- 4) 出展台は主催者側準備の台を使用すること。
- 5) 備え付けの備品以外で販売に必要な備品がある場合、申込時に詳細がわかる内容で申請すること。申請をもとに事務局は対応可能なものにつき手配する(経費は出展者負担)。
- 6) 設営は、前日の午後6時～8時の間、もしくは初日の午前10時までに行い、イベントは午前10時より開催すること(午前8時から入店可能)。ただし、大きな機械等使用のため、当日設営が不可能の場合は、対応等について協議し調整をする。
- 7) 搬出、清掃は、最終日の午後5時までに出品者がすみやかに行うこと。
- 8) ごみ出しは「生ゴミ」「不燃物」「ダンボール」に分別し、指定の場所に捨てること。
- 9) イベント出展商品には、イベント販売用の値札を貼り付け(現地で値札貼付け機・ラベラーをお貸しします)、1階特産品ショップの運営受託事業者がイベント用としてレジにて精算するものとする。既にショップで販売されている商品と同じ商品をイベント用に持ち込んで販売する場合は、区別できるようにイベント用の各商品のバーコード部分に値札を貼り付けること。

8 提出書類

- 1) 様式1「令和2年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント出展申込書」を事務局へ提出。
- 2) イベント終了後30日以内に、様式2「令和2年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント報告書」を事務局へ提出。

[イベント出展申込みにあたっての留意事項]

※イベントの実施期間については、第3希望まで記載してください。

※希望する実施期間が重複した際は、年間を通じて最も多くイベントが決定するよう事務局で調整し、そこで決定しない期間については、新規出展者(令和元年度、平成30年度に出展していない者)を優先して調整し決定します。さらに、そこで決定しない期間については、第1希望とした者の中で抽選し決定します。ここで落選した者は第2希望期間を第1希望として抽選し決定し、以下同様とします。調整に当たっては適宜ご相談をさせていただきますので、ご協力ください。

9 経費助成

- 1) イベントスペース使用料、イベントスペースに常設の貸出備品の使用料は無料とする。
- 2) 予算の範囲内で、出展にかかる経費のうち、商品・機材等搬送に要した経費の一部を助成する。ただし、香川県議会による令和2年度予算の議決を条件とする。

〈経費助成を希望する場合〉

(1) 申請

イベント実施日の決定後、様式3「令和2年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント経費助成金交付申請書」をイベント実施日の3週間前までに事務局に提出すること。4月の実施者は、令和2年4月3日(金)までに提出すること。

(2) 採択

事務局は、申請書の内容を確認後、予算の範囲内で採択を行い、該当者には採択通知を行う。

(3) 請求

イベント終了後30日以内に、様式4「令和2年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント

経費助成金請求書」(配送伝票、領収書の写し等※を添付)を事務局へ提出。

※イベントのための商品・機材等搬送費であること(商品等の送付先が旬彩館、またはその周辺地等になっており、それに要した費用が明確なもの)。写しの文字が薄い等のため、事務局で事実が確認できない場合は、原本を確認させていただくか、助成対象から除外させていただきます。

(4) 入金

事務局で請求内容を確認後、問題がなければ、請求書に記載の指定口座に入金する。なお、振込手数料が発生する場合は、助成金から振込手数料分を差し引いて入金する。

10 イベントでの売上金の精算

- 1) 精算業務は、(一財)かがわ県産品振興機構(かがわ物産館「栗林庵」)が行い、運営受託事業者より精算があり次第、すみやかに指定口座へ入金する。
- 2) 精算に伴い振込手数料が発生する場合は、精算額から振込手数料分を差し引いて入金する。

11 出展手数料

一律、売上金総額の7%(運営受託事業者5%、(一財)かがわ県産品振興機構2%)。

12 その他

天災等その他不可抗力によるイベントの中止、出展物の損害については、事務局、香川県、愛媛県、運営受託事業者、アンテナショップ運営協議会は、その責を負いません。

「かくれた逸品コーナー」への商品提案について

1階特産品ショップには、新商品、お薦め商品を毎月入れ替えて紹介販売する「かくれた逸品コーナー」を設けています。このコーナーで取扱った商品については、販売実績やお客様の声などフィードバックを得ることができます。また、好評を得た商品は、ショップで継続販売になることもあります。このコーナー向けに提案したい商品がある場合は、様式5『香川・愛媛せとうち旬彩館』への商品提案書を事務局まで提出してください。コーナーでの取扱いになるかどうかは、提案書をもとに旬彩館オペレーションチーム定例会議で諮られます。